

違反対象物 公表制度

建物の
ご利用前に
確認
しましょう

運用開始

平成**30**年**4**月**1**日

違反対象物 公表制度とは

建物を安心・安全に利用していただくために、重大な消防法令違反のある建物の情報を消防本部のホームページに公表します。

公表の対象 となる建物は

遊技場、飲食店、スーパー、旅館、ホテルなど不特定多数の方が利用する建物や、病院、福祉施設など自力で避難するのが難しい方が利用する建物です。

公表の対象 となる違反は

消防法によって設置が義務付けられた消防用設備等のうち、**屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備**のいずれかが設置されていないもの又は設置されていても、維持管理が不適切で主たる機能が喪失している重大な違反が対象となります。

公表する内容は

消防法令違反となっている**①建物の名称、②所在地、③違反の内容**です。

建物関係者の 皆様へ

関係行政庁への必要な申請や届出をせず実施した建物の用途変更、増改築や建物どうしの接続などで、新たに消防用設備の設置が必要となり、公表の対象となることがあります。このような工事や用途の変更などを計画されている建物関係者の方は、必ず事前に最寄りの消防署・出張所にご相談ください。

公表までの流れ



立入
検査の
実施

重大な
法令違反

- ①屋内消火栓設
 - ②スプリンクラー設備
 - ③自動火災報知設備
- が未設置又は維持管理が不適切で主たる機能が喪失

通知(通知書交付)

通知から14日経過した日において、なお当該違反が認められた場合

公表

問合せ先

消防本部予防課	0226-22-6693	本吉分署	0226-42-2629	南三陸消防署	0226-46-2677
気仙沼消防署	0226-22-6687	大島出張所	0226-28-3098	歌津出張所	0226-36-2222
古町出張所	0226-25-8719	唐桑出張所	0226-32-3138		

気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部

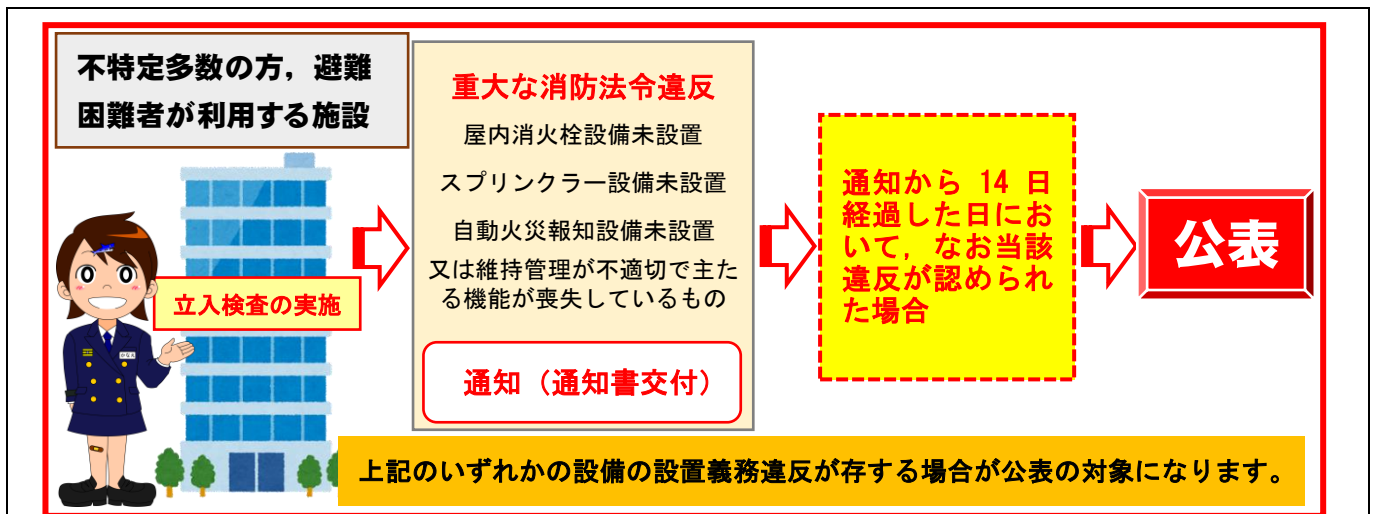
違反対象物に係る公表制度について

1 公表制度とは

平成24年5月に発生した広島県福山市ホテル火災(死者7名, 負傷者3名)を受け, 建物の危険性に関する情報【重大な消防法令違反】を利用者等に公表し, 利用者等の選択を通じ, 防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに, 建物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置促進を図るため消防本部のホームページに公表する制度です。

2 【重大な消防法令違反】とは…

消防法により設置が義務付けられた自動火災報知設備, 屋内消火栓設備, スプリンクラー消火設備のいずれかが未設置の場合又は維持管理が不適切で主たる機能が喪失しているものが, 【重大な消防法令違反】となります。



※違反の例 : 新築時のままの状態を維持, 管理されていれば問題はありませんが, 関係行政庁への必要な申請及び届出等を行わず実施した建物の用途変更又は増改築等による延べ面積増加から, 新たな消防用設備の設置義務が生じる消防法令違反が考えられます。

3 公表の対象となる建物用途

火災発生時の人命危険から, 不特定多数の方が利用する施設及び有事に一人での避難が困難な方が利用する施設が対象となります。(公表の対象となる建物用途を消防法令から抜粋)

項	用途	項	用途
(1)項イ・ロ	劇場, 映画館・集会場等	(6)項イ～ニ	病院・養護老人ホーム等
(2)項イ～ニ	遊技場・カラオケボックス等	(9)項イ	蒸気浴場(サウナ・岩盤浴)
(3)項イ・ロ	料理店・飲食店等	(16)項イ	特定用途のある複合施設
(4)項	百貨店, マーケット等	(16 項の2)	地下街
(5)項イ	旅館・ホテル等	(16 項の3)	準地下街

4 同制度の運用開始日: 平成30年4月1日

運用開始までの期間は, 同制度の周知活動とともに, 違反対象物への積極的な行政指導を実施します。